令和９年正月勤務奉仕員として申し込まれる方に

☆熟読の上、お申し込みください☆

川崎大師は令和9年に開創900年を迎える歴史あるお寺です。やくよけのお大師さまと親しまれ、特に正月には、やくよけ、家内安全、交通安全、商売繁昌などのご祈願に、大勢の方がお参りされます。皆様には、お参りされる方々を迎える仕事（初詣寺務）に就いていただきます。

募　　集

勤務内容　（雇入れ直後）初詣寺務（お札お守り授与、受付、接待など）　（変更の範囲）川崎大師が指示する業務

応募資格　どなたでも応募できます

契約期間　令和8年12月21日（月）～令和9年1月31日（日）（契約更新　無）　※出勤可能日から出勤日を通知

◆通常勤務　　8:50～16:50・含休憩50分　時間外勤務有（但し、高校生は無し）

◆短時間勤務　　1月4日以降に選択可能　A 10:30～14:30・含昼休憩30分　B 13:20～16:50

12月21日から12月30日まで選択可能　C 8:50～12:20　D 12:50～16:20

就業場所　（雇入れ直後）川崎大師境内　（変更の範囲）川崎大師が指示する場所

給与（日給）
- 1月1日～3日、土曜、日曜、祝日・・・10,500円　平　日・・・9,500円
- 高校生　1月1日～3日、土曜、日曜、祝日・・・10,200円　平　日・・・9,200円
- 短時間勤務　土曜、日曜、祝日・・・5,250円　平　日・・・4,750円　　※高校生不可
- 徹夜勤務（12月31日22:00～1月1日9:00）・・・20,200円　　※高校生不可

※給与は指定口座へ振込

その他
- 昼食弁当支給（但し、短時間勤務B、C、Dは昼食支給無し）。 ※12/21～12/30は食堂にて昼食を支給
- 通勤手当実費支給　川崎大師又は川崎大師が指定する勤務場所を起点に1km以上距離のある住居から通勤する方に対して、公共交通機関を利用した合理的経路による実際支払った額を支給。
  なお、住居から最寄駅までバス便利用の場合の通勤手当は、その距離が1km以上ある方に限る。
- 川崎大師以外複数の事業所で勤務している方は、川崎大師を含む各勤務先での所定労働時間の合計が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えないよう調整後、申込み。
- 川崎大師での勤務は週（日曜日～土曜日）2日以上の休日取得。
- 採用、勤務日、勤務部署は12月中旬までに原則として郵送にて通知。
- 求職者へのハラスメント防止のため、求職者との面談は当山敷地内において、勤務時間内に原則として2名以上で行う。連絡にはSNSを使用しない。
- ハラスメントに関する相談（苦情含む）窓口 【総務部総務課・茂木、藤田】
  相談者、行為者双方についてプライバシーを守り公平に対処する。

お問い合わせ　　大本山川崎大師平間寺　総務部　総務課
〒210-8521　川崎市川崎区大師町4番48号　電話044-266-3420　（時間　9:00 ～ 16:00）

※申込書等の返却は行いません。